

# 都賀防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

## —地震編—



I. 災害リスク	1
II. 活動方針	2
III. 災害対策本部の設置基準	2
IV. 基本事項	3
■ブロック区分と主要施設の位置	
■防災倉庫備品リスト	
V. 行動計画	6
【地震発生直後】	
【地震発生から数時間～3日(72時間)くらい】	
(参考) 各種行動の事前指示書	9
(参考) 災害時に備えたたすけあいのまちづくり	14

平成28年12月作成

都賀防災福祉コミュニティ

# I. 災害リスク

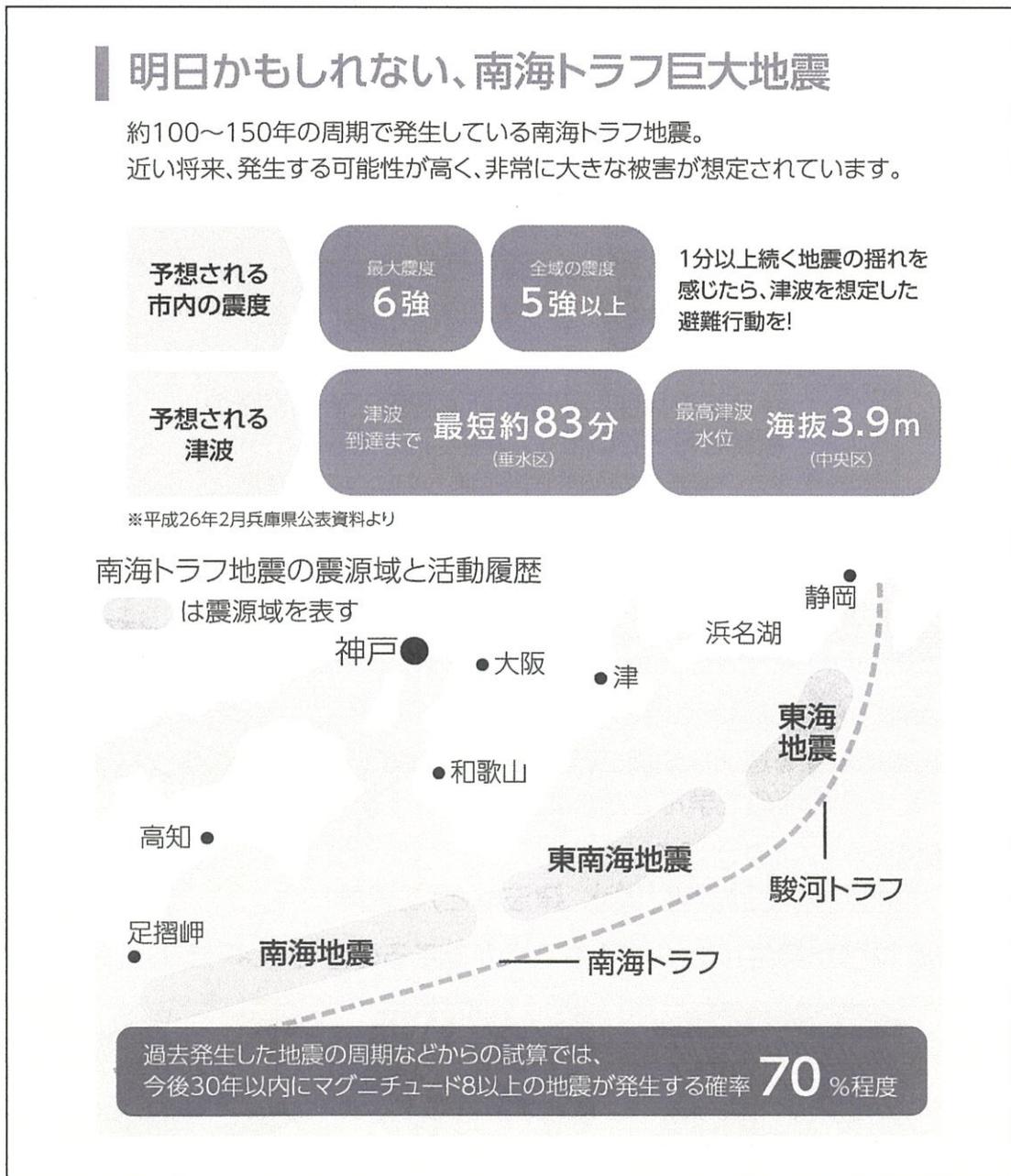
わたしたちのまち「神戸」は、過去にいくつもの大きな自然災害を経験しました。

たとえば、昭和13年の阪神大水害では死者616人、家屋全半壊8,653戸の大きな被害をうけ、さらに平成7年の阪神・淡路大震災では死者4,571人、家屋全半壊122,566棟、全半焼7,045棟という未曾有の被害をうけましたが、そのたびに人々の力でそれらを乗り越えてきました。

しかし近年、全国的に気象災害が激化しています。また、近い将来、南海トラフ巨大地震が発生する可能性が高く、いざという時の対応が求められています。

ここでは、都賀地域の災害リスクとして、「地震」をとりあげて、いざという時の決まり事を整理しています。

## 近い将来、発生が予想される【地震】による災害への備えが重要！！



## II. 活動方針

阪神・淡路大震災の貴重な教訓から、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保して無理をせず、自分たちのできる範囲で、防災活動を行います。



### 自分や家族の安全を確保するために(自助)

#### 事前の準備

- ①3～7日分の食料を備蓄する（ローリングストック）。
- ②家具を固定する。枕元にスリッパを置く。
- ③水〔飲用水、トイレ用（風呂の水は流さない）〕を確保する。
- ④緊急セットや携帯電話等の予備バッテリーを確認する。
- ⑤非常用持ち出し品を確保する。 等

#### 地震発生後

- ①地震の揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- ②火を使用している場合は、可能なかぎり火を止める。
- ③火災が発生すれば、消火器などで初期消火を行う。
- ④家族の安全を確保し、必要な場合は、家族を避難所に届ける。
- ⑤ラジオや携帯電話等で情報を収集する。



### その後、災害対策本部へ向かう(共助)

## III. 災害対策本部の設置基準

- \* 震度5強以上地震が発生、若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合
- \* 地震による災害が発生し、または災害が拡大する恐れがある場合

## IV. 基本事項

(平成28年12月現在)

災害対策本部	灘小学校			
	神前ブロック	六甲北ブロック	琵琶ブロック	烏帽子ブロック
ブロック本部	都会館	灘小学校	琵琶集会所	烏帽子中学校
防災倉庫	春日神社	六甲町公園 六甲風の郷公園 稗原町公園 ひのき広場 ひょうたん広場	琵琶集会所 琵琶町公園	烏帽子公園
緊急避難場所	六甲小学校	灘小学校	烏帽子中学校	烏帽子中学校
福祉避難所	灘地域福祉センター、灘在宅福祉センター（デイホーム六甲）			
耐震性防火水槽	六甲小学校	六甲町公園 六甲風の郷公園 稗原町公園 ひのき広場	琵琶町公園	
指定水利 (プールの水)		灘小学校		烏帽子中学校
災害時要援護者 名簿の保管場所	今後の検討課題（各自治会長、ふれあいグループとの連携）			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>*琵琶集会所は「一時的な避難所」としても使用</li> <li>*烏帽子中学校は「津波避難者」の一時的な避難場所（屋内）としても使用</li> <li>*六甲風の郷公園は「津波避難者」の一時的な避難場所（屋外）として使用</li> </ul>			

注) 防災倉庫のカギは各倉庫の管理者が保管（「防災倉庫備品リスト」参照）

### （災害対策本部の班構成と役割分担等）

班	役割分担等
本部長	*全体を統括し、指揮を行う。
副本部長	*各避難所・ブロック本部と本部との連絡・調整を行う。 *灘区役所・灘消防署と本部との連絡・調整を行う。
工作班	*被害の状況確認と避難用通路を確保する。 (土木・建設関係者)
救助班	*負傷者・災害時要援護者を救出し、安全に避難所まで誘導する。
情報班	*被害の状況整理および避難所で避難者リストづくり等を行う。
避難所班	*区役所職員、校長・教頭と協力して、避難者の世話をする。 (水・トイレ・就寝場所・食事等)
福祉班	*福祉避難所で活動する。 (民生委員、介護・看護資格者)

■ブロック区分と主要施設の位置





# V. 行動計画

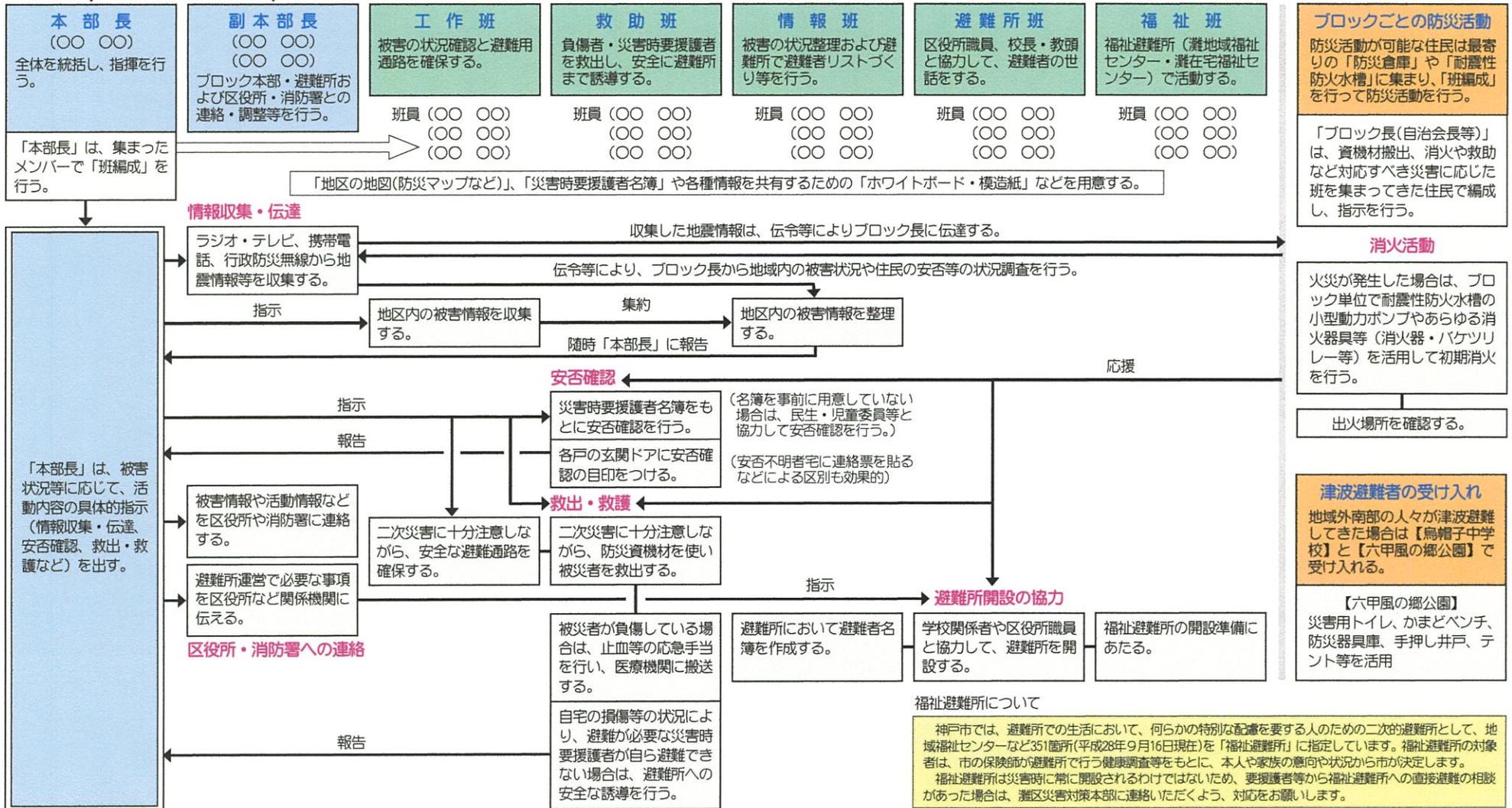
ここでは、【地震発生直後】【地震発生から数時間～3日(72時間)くらい】の各段階で対応すべき内容を整理しています。

## 【地震発生直後】

### 災害対策本部の設置

灘小学校に役員等が全員そろわないことが予想されるが、集まったメンバーで「災害対策本部」を設置する。

集まったメンバーの中から「本部長」と「副本部長」を決める。



## 【災害発生から数時間～3日(72時間)くらい】

### 役割分担の見直し

内容
①「本部長」は、役員等の集結状況や災害の状況に応じて、それぞれの役割とその内容を見直す。

### 避難所の運営

内容
①「避難所班」は、学校関係者、区役所職員や災害ボランティアなどと協力して、避難所の運営にあたる。
②災害時要援護者に配慮する。 (本人や家族の意向をふまえて、避難所内に一般の人と分けした福祉避難所室を設けるなどの対応：たとえば、学校の保健室の利用など)  ※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な人、透析患者やオストメイト(人工肛門など)などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを他の避難者に理解してもらうことが重要。
③福祉避難所を必要とする人については、各避難所を巡回する市の保健師につなぐ。
④女性や子育て家庭、一緒に連れて避難してきたペットなどに配慮する。
⑤「副本部長」は避難所の「情報班」との連絡を密にとり、携帯電話などで避難所の状況把握などを行い、区役所に報告する。

#### 「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する人のための二次的避難所として、地域福祉センターなど351箇所(平成28年9月16日現在)を「福祉避難所」に指定しています。

福祉避難所の対象者は、市の保険師が避難所で行う健康調査等をもとに、本人や家族の意向や状況から市が決定します。

福祉避難所は災害時に常に開設されるわけではないため、要援護者等から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、灘区災害対策本部に連絡いただくよう、対応をお願いします。

## 津波避難者の誘導

内容
①「副本部長」は、区役所と連絡をとり、津波避難者の緊急避難場所（屋内）の確保について調整する。
②その結果をふまえて、津波避難者の誘導を指示する。

## 生活情報の収集・周知

内容
①「本部長」は生活情報の収集および住民への周知の指示を行う。

## パトロールの実施

内容
①「工作班」は二次災害に十分注意しながら、地区内のパトロールを交代で行う。

## （参考）各種行動の事前指示書

ここでは、災害時に必要な各種行動【情報収集・伝達】【安否確認】【災害時要援護者の避難支援】【救出・救護】【消火】に関する具体的な手順などを整理しています。

## 【情報収集・伝達】

1. ラジオ・テレビ、携帯電話、行政防災無線で地震情報を収集する。
2. 地区内の災害情報を把握する。

### 情報収集・伝達手順

#### 1. 情報収集

収集した情報は、ホワイトボードなどに時系列で記載する。

##### (1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ・テレビ、携帯電話などを活用する。

##### (2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所に出向くなど、公開されている情報を収集する。

##### (3) 各ブロック・避難所からの情報収集

#### 2. 情報伝達

収集した情報を伝える手段として、バンドマイク、広報掲示板、回覧板なども効果的に活用する。

## 【安否確認】

### 1. 安否確認情報の収集

### 2. 安否不明者の確認

- (1) 事前に用意している災害時要援護者名簿をもとに、安否確認を行う。
- (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員などと協力して安否確認を行う。

## 訪問先での確認手順

### 1. 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認する。

### 2. 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

### 3. ドアをノックする

応答がない時は、呼びかけと一緒にドアをノックする。

### 4. 庭・勝手口などの確認

状況が把握できないときは、庭・勝手口などを確認する。

### 5. 確認シールの貼付

確認した状況に応じて、玄関ドア上部のよく見えるところにシールを貼付する。

- (色分け) 赤色：救助・支援の必要あり
- 黄色：安否の確認できず
- 青色：確認済・支援の必要なし

## 【災害時要援護者の避難支援】

自宅の損傷の状況などにより、避難所に避難する必要がある災害時要援護者を支援する。

### 避難支援のポイント

#### 1. 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要である。

#### 2. 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

#### 3. 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要である。

#### 4. 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明と避難誘導などの援助が必要である。

#### 5. 聴覚障がい者

補聴器の使用や手話、文字、絵図などを活用した情報伝達と状況説明が必要である。

#### 6. 言語障がい者

手話、筆談などで状況を把握することが必要である。

#### 7. 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要である。

## 【救出・救護】

1. ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、ノコギリ、バールなど）を使用し、協力して救出活動を行う。
2. 救護（応急手当）を実施する。

### 救出・救護手順

#### 1. 被害の実態把握

- （1）倒壊建物に残されている人がどのような状態（けがの程度を含む）かを確認する。
- （2）建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- （3）二次災害が発生する危険要因がないかを確認する。

#### 2. 二次災害の防止

- （1）木片、トタン、ガラスなどの軽量物を除去する。
- （2）柱、梁などの大きな物の周辺物を除去する時は、これらの大きな物がずれたり、倒壊しないように、ロープ等で支持して固定する。
- （3）火災の発生に備え、消火器やバケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

#### 3. 要救助者の救出

- （1）要救助者の近くまで掘り進んだ後は、資機材を使わずに手作業にする。
- （2）要救助者を無理に引き出そうとしない。

#### 4. 応急手当

出血している時は、清潔なガーゼなどで傷口を圧迫止血する。

## 【消火】

1. ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプなどを使用して初期消火を行う。
2. 出火場所を確認し、消火活動人員を割りふる。

### 消火活動手順

#### 1. 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7 m以内、D級で4 m以内を目安とする。

#### 2. ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

#### 3. 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放水口コックを開ける時は、筒先の反動力を考えて徐々に行う。

視覚に障がいのある方などに、内容を聞くことができる「音声コード」をご用意しています。詳しくは、保健福祉局計画調整課(TEL:322-5198)まで。

# 災害時に備えた たすけあいのまちづくり

～地域での安心の「きずな」づくりに取り組んでみませんか?～



(参考) 災害時に備えたたすけあいのまちづくり

## 5 要援護者の情報把握

### 要援護者の方の情報の収集方法

要援護者の方が地域のどこにいて、どのような支援を求めているかなどの情報の収集を行います。

情報の収集・共有は、①市が保有している情報を地域が共有する、  
②地域が独自で情報を収集・共有する方法があります。

### 収集した要援護者の方の名簿の取り扱い

収集した要援護者の方についての情報は、「だれが」「どこで」「どう管理するか」を決めておかななくてはなりません。その上で、情報を管理する方は名簿を施錠できる場所等に保管するなど適正な方法で安全に管理します。

### 市から情報提供する場合は・・・

市から要援護者の方の情報を提供する場合、個人情報取り扱いに関する協定を締結していただきます。

### 要援護者の方たちが参加する 地域での防災訓練の実施

地域で防災訓練を実施するときには、要援護者の方にも参加してもらいましょう。防災訓練を通して、新たな課題などが発見でき、いざという時の大きな備えとなります。また、訓練を重ねるごとに地域での取り組みのさらなるPRにもつながります。



### ご自身での取り組み・備え(自助)

要援護者の方は、いざという時のために、普段から「自分でできること」と「自分でできないこと」を明らかにして、まわりの人たちに支援を求めていくことが重要です。

地域の行事や防災訓練への参加、家具などの転倒・落下防止措置、備蓄品や非常持ち出し品の準備など、事前の備えをしっかりとしていきます。

### もしもに備えた、心構えも大切です

要援護者の方は、災害によるショックや不安を一層強く抱えることがあります。まわりの人たちは思いやりをもって行動しましょう。

### 災害時要援護者支援とは

大きな災害が発生したときに、行政による避難誘導や安否確認などに限界があることは、過去の教訓からも明らかです。

神戸市では、災害時に手助けが必要な方(要援護者)を支援していくための条例「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」を制定し、地域での助け合いの取り組みを推進しています。

隣近所や地域ぐるみで、要援護者の方を支援する取り組みを始めてみませんか?



(お問い合わせ)  
 【災害時要援護者支援に関することは】  
 ●危機管理室 TEL:322-6238 FAX:322-6031 ●保健福祉局計画調整課 TEL:322-5198 FAX:322-6039  
 【地域での取組みに関することは】  
 ●各区分所 東灘区 ☎841-4131(代表) 長田区 ☎579-2311(代表) ●各消防署 東灘消防署 ☎843-0119 長田消防署 ☎578-0119  
 灘区 ☎843-7001(代表) 須磨区 ☎731-4341(代表) 灘消防署 ☎882-0119 須磨消防署 ☎735-0119  
 中央区 ☎232-4411(代表) 垂水区 ☎708-5151(代表) 中央消防署 ☎241-0119 垂水消防署 ☎786-0119  
 兵庫区 ☎511-2111(代表) 西区 ☎929-0001(代表) 兵庫消防署 ☎512-0119 西消防署 ☎961-0119  
 北区 ☎593-1111(代表) 北消防署 ☎591-0119 水上消防署 ☎302-0119  
 平成27年7月発行 神戸市危機管理課/保健福祉局総務部計画調整課 神戸市広報印刷物登録 平成27年度 第144号(広報印刷物規格 9-1類) 印刷:株式会社印刷センター

# 1 災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方です。

- 障がいのある方
- 介護が必要な方
- 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方



# 2 地域での支援活動について

## 支援団体の構築

いざというとき、要援護者の方を支援するためには、日ごろからの見守り活動や声かけを通じて、お互いに顔の見える関係を築いておくことが大切です。こうした取り組みを進めるにあたっては、地域での支援団体が必要です。

- 支援団体とは  
防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会、神戸市婦人団体協議会、神戸市（各区）社会福祉協議会、友愛訪問ボランティアグループ、神戸市老人クラブ連合会、まちづくり協議会などが考えられます。

- 何をやるの？  
平常時は・・・ 日常での声かけ、防災訓練参加への働きかけ、要援護者の方の所在の把握、要援護者の方の支援計画の策定など  
災害時は・・・ 安否確認、避難誘導、避難所・福祉避難所での生活支援など

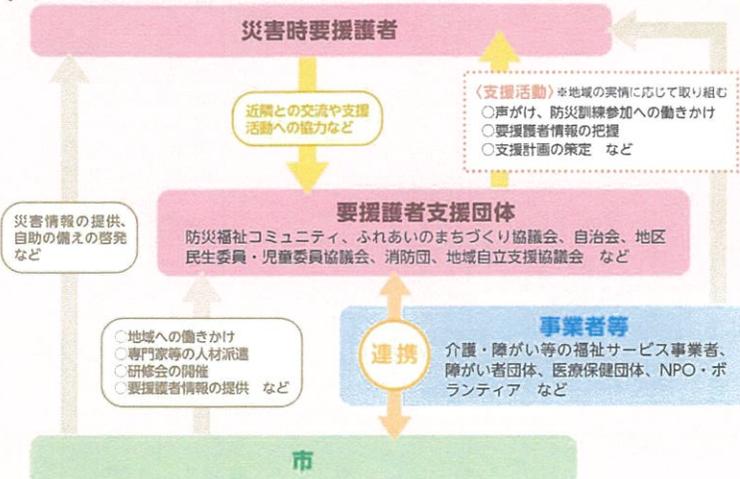
- ※これらの活動を、地域の実情に応じた内容で取り組んでいただきます。（あくまで地域の皆さんのご希望によって、対応いただくものです）
- ※災害時は、「安否確認することを目指していく」、「避難誘導も対応していく」など、現状において、地域での取り組み内容は様々となっています。
- ※災害時に支援を行う際には、ご自身の安全を確保した上で対応いただくことが大前提です。（要援護者の方にも、災害時の支援を保障するものではないことを理解してもらいましょう。）



要援護者を地域で支える

- 地域での関係機関との連携  
介護・障がいサービス事業者などの福祉事業者、障がい者団体、医療保健団体、NPOやボランティア団体などと連携して取り組むことで、一層の要援護者支援が期待できます。

# 3 平常時の活動は



# 4 取り組みの手順とポイント

地域での助け合いの取り組みを考える際の手順とポイントを紹介します。

**Step1**  
地域での防災上の課題を知る

「地域での防災上の危険は何ですか？」  
風水害による浸水？ げけ崩れ？ 地震による揺れ？ 津波？  
ご家庭やご近所で災害の確認とイメージをしてみましょう。

**Step2**  
具体的な取り組み方法を検討

「取り組みの内容を決めましょう」  
地域の防災上の課題や実情を、地域団体の役員等による打ち合わせを通して意見交換、情報共有し、具体的な取り組みする方法を検討しましょう。

**Step3**  
実際にやってみる

「実際に取り組みを始めよう」  
取り組みの趣旨や内容をチラシや回覧板で地域の人に知ってもらうことが大切です。自治会やより身近な街区単位から始める方法も考えられます。